

(案)

○下田市立下田中学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「下田市立下田中学校PTA」と称し、事務局を下田市立下田中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が連携して本校の教育振興に寄与するとともに、健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生徒の福祉の増進と心身の健全な育成に必要な活動
- (2) 会員相互の交流、研修と広報活動
- (3) 教育環境の整備と拡充
- (4) 地域社会との協力活動と本会育成のために必要な事業
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次に掲げる方針に従って活動する。

- (1) 生徒の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利や非教育的行為に利用されない。
- (3) 学校の管理や教員の人事に干渉しない。
- (4) 国と地方教育団体の教育予算の適正と充実のために協力する。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 生徒の保護者
- (2) 学校の教職員
- (3) その他、本会の趣旨に賛同する者

(部及び支部)

第6条 本会に、次に掲げる部及び地区支部を置く。

- (1) 本部
- (2) 専門部
 - ア 広報連絡部
 - イ 教養向上部
 - ウ 生活指導部
 - エ 施設向上部
- (3) 学年部
 - ア 1年部
 - イ 2年部

ウ 3年部

(4) 地区支部

ア 稲梓地区支部

イ 稲生沢地区支部

ウ 下田地区支部

エ 浜崎地区支部

オ 朝日・大賀茂地区支部

カ 白浜地区支部

第3章 役員

(役員)

第7条 本会に次に掲げる役員を置き、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 書記 1名

(4) 会計 2名

(5) 顧問 1名

(6) 専門部長 4名

(7) 学年部長 3名

(8) 地区支部長 6名

(9) 事務局長 1名

2 会長は、本会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

4 書記は、会議の議事を記録し、庶務を処理する。

5 会計は、会計事務を掌る。

6 顧問は、会長の諮問に応じ、会務運営に参加する。

7 専門部長は、各部の事業の立案実施にあたる。

8 学年部長は、学年部を代表し、学年の事業の立案実施にあたる。

9 地区支部長は、地区支部を代表し、本会との連絡調整及び地区支部独自の事業の立案実施にあたる。

10 事務局長は、会務の処理にあたる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は次に掲げる方法で選出する。

(1) 会長及び副会長は、推薦委員会で推薦された候補者の中から、会員の信任投票により投票総数の過半数をもって選出する。

(2) 推薦委員会は、第6条第1項第4号に掲げる各地区支部1名をもって組織する。

(3) 候補者については、予め本人の同意を得なければならない。

(4) 書記は、会長が委嘱する。

(5) 会計2名のうち1名は、会長が第5条第1項第1号の会員より委嘱し、もう1名は学校

長が第5条第1項第2号の会員より委嘱する。

(6) 顧問は、学校長をもって充てる。

(7) 専門部長及び学年部長は、推薦委員会で推薦された候補者の中から選出する。

(8) 地区支部長は、第6条第1項第4号に掲げる各地区支部から1名選出する。

(9) 事務局長は、教頭をもって充てる。

第4章 会計

(経費)

第9条 本会の経費は、事業収益及び自発的な寄付金で支弁する。会費の変更については総会で決定し、資金獲得計画又は寄付金を求める場合は運営委員会で決定することができる。

(会費)

第10条 会費の納入は一家庭月額400円とし、半期毎若しくは全納することもできる。

(資産の使用)

第11条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の目的を達成するための会議は、次に掲げるものとする。

(1) 総会

ア 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回開催し、必要に応じ随時開くことができる。

イ 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の決定、役員を選出、会則の改正、その他重要議案を審議決定する。

ウ 総会の日時、場所及び議題は、予め会員に通知し、総会の定数は会員の3分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

エ 委任状はこれを認める。

(2) 本部会

ア 本部会は、第7条第1項第1号から第5号及び第9号に掲げる役員をもって構成する。

イ 本部会は、必要に応じて会長が招集し、会務を審議処理する。

(3) 運営委員会

ア 運営委員会は、第7条第1項に掲げる役員をもって構成する。

イ 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、必要に応じて会長が招集し、総会に附議すべき事項その他重要事案を審議処理する。

(4) 専門部会

ア 広報連絡部会

(ア) 広報連絡部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

(イ) 広報連絡部会は、機関誌の編集発刊にあたり活動の浸透に努める。

イ 教養向上部会

(ア) 教養向上部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

(イ) 教養向上部会は、成人教育の一環として会員相互の教養の向上を図る。

ウ 生活指導部会

(ア) 生徒指導部会は、地区副支部長をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

(イ) 生活指導部会は、校内外における生徒の生活指導及び健全育成に努める。

エ 施設向上部会

(ア) 施設向上部会は、地区副支部長をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

(イ) 施設向上部会は、教育施設の整備充実及び生徒の福祉厚生に努める。

(5) 学年部会

ア 学年部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、学年ごとに部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。

イ 学年部会は、学年、学級懇談会等を開催し、学年学級間の調整を図る。

(6) 地区支部会

ア 地区支部会は、第6条第1項第4号に掲げる各地区支部ごとに、第5条第1項第1号に掲げる会員をもって構成し、地区支部長1名、地区副支部長2名を選出する。

イ 地区支部会は、本会との連絡調整及び地区支部独自の活動立案実施に努める。

第6章 特別委員会

(特別委員会)

第14条 本会には必要に応じ特別委員会を設置することができる。特別委員会の委員は会長が委嘱し、事業計画は総会に諮るものとする。

第7章 会計監査

(会計監査委員)

第15条 会計監査委員は、総会にて第5条第1項第1号に掲げる会員から2名を選出し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8章 会則の改正

(会則の改正)

第16条 本会則の改正は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正するこ

とができない。

第9章 簿冊及び印鑑

(簿冊及び印鑑)

第17条 本会に次に掲げる帳簿及び印鑑を備える。

- (1) 会則綴
- (2) 文書綴
- (3) 役員及び委員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿
- (6) 領収書綴
- (7) 予算決算綴
- (8) 出納簿
- (9) 会長印

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。